

公立病院改革プランの概要

団 体 名		京都市					
プ ラ ン の 名 称		京都市病院事業改革プラン(京都市立病院)					
策 定 日		平成	21年	3月	31日		
対 象 期 間		平成	21年度	～	平成	23年度	
病院の現状	病 院 名	京都市立病院					
	所 在 地	京都市中京区壬生東高田町1-2					
	病 床 数	586床(一般566床, 結核12床, 感染症8床)					
	診 療 科 目	36科目					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>京都市立病院は、感染症医療や二次救急医療など地域における政策医療の拠点として、また、高度急性期医療を提供する地域の中核病院として、市民の皆様の生命と健康を守る役割を果たしている。</p> <p>病院や医療を取り巻く環境が大きく変化していく中においても、この政策医療を、今後とも安定的かつ継続的に提供していくとともに、病院自体の健全経営と医療の質の確保・向上に取り組んでいくことを基本理念とする。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>(考え方)</p> <p>高度医療や感染症医療、二次救急医療などの政策医療については、効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない収支不足部分を補填するために所要の措置を講じる。 (具体的な積算の変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省繰出基準外の繰出の原則廃止 ・単年度の経常収支に応じて繰入金額を増減させるのではなく、中期的な資金計画に沿って繰出しを適正に行えるように繰出しを行う。 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	平均在院日数(一般病床)	15.8	15.5	15.2	14.9	14.6	日
	病床利用率	81	78	87	86	87	%
	病床利用率(一般病床)	82	80	88	88	88	%
	入院患者数(延べ患者数)	173,035	167,829	173,401	173,401	173,401	人
	入院患者数(一般病床延べ患者数)	173,014	167,783	173,375	173,375	173,375	人
	入院患者数(一般病床実患者数)	10,308	10,191	10,738	10,954	11,179	人
	入院診療報酬単価(一般病床 税抜き個室料含む)	44,869	46,246	48,549	48,967	48,999	円/日
	入院・外来比率	1.94	1.81	1.73	1.71	1.70	
	外来患者数(延人数)	335,409	303,833	299,354	296,516	294,782	人
	1日当たり外来患者数	1,369	1,240	1,222	1,210	1,203	人
	外来診療報酬単価(税抜)	7,790	8,344	8,366	8,559	8,594	円/人
	収益的収入	13,229	13,064	13,563	13,676	13,695	百万円
	収益的支出	13,039	12,996	13,383	13,042	13,005	百万円
	単年度収支	190	68	180	634	690	百万円
	累積収支	△ 166	△ 98	82	716	1,406	百万円
	経常収支比率	101.5	100.5	101.3	104.9	105.3	%
職員給与費対医業収益比率	60.1	60.6	58.2	57.5	57.5	%	
上記目標数値設定の考え方		上記目標数値で一般病床とは一般病床及び結核病床のことを指す。 (累積収支の黒字化の目標年度:21年度)					

				団体名 (病院名)	京都市 (京都市立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	救急患者数	21,344	19,652	22,495	23,134	23,797人	
	救急車受入件数	2,984	2,826	3,231	3,362	3,498件	
	紹介率	38.5	40.0	41.7	43.3	45.0%	
	逆紹介率	58.0	62.0	63.0	64.0	65.0%	
	新規がん患者数	812	872	933	998	1,068人	
	がん治療延べ件数	2,318	2,480	2,654	2,840	3,039件	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	○PFI手法の導入 ○平成23年度からの非公務員型の地方独立行政法人化による機敏で柔軟性のある運営、効率的な経営					
	事業規模・形態の見直し	耐震性能や療養環境の面において課題のある北館について、医療を継続しながら改修を行うことは、困難であることから改築を行う。また、これを契機に本館の改修も行い、感染症医療や災害時医療などの政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備拡充する。 改築に当たっては、一般会計の負担を軽減しつつ、安定した病院経営を行うため、現行の586床から38床を減少するとともに、整備運営手法については、PFI手法を活用する。					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の導入促進による材料費の節減。(継続的に実施) ・委託化の推進(看護助手等)(23年度までの段階的実施を目指す) ・高金利企業債の繰上償還による利子負担の軽減(20年度、21年度実施を目指す) 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻医の増員による収益の確保 ・平均在院日数の短縮による入院単価の確保(25年度の改築後14日を目指す) ・新棟整備時と同数の一般病床数540床に対して88%(475人/540床)を確保する。 ・地域医療支援病院の承認による収益の確保(21年度中の承認を目指す) ・ICU基準稼働による収益の確保(21年度からの算定開始を目指す) ・DPCによる診療報酬請求導入による収益の確保(21年度開始を目指す) ・未収金対策の実施による収益の確保(23年度までの段階的実施を目指す) 					
	その他	・診療科別収支計算などの管理会計の充実					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況 (感染症8床除いた場合)	17年度	83.7%(84.9%)	18年度	82.0%(83.1%)	19年度	80.7%(81.8%)
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>耐震性能や療養環境の面において課題のある北館について、医療を継続しながら改修を行うことは、困難であることから改築を行う。また、これを契機に本館の改修も行い、感染症医療や災害時医療などの政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備拡充する。</p> <p>改築に際しては、38床減床するとともに、現状の1日当たり入院患者数と同数程度の患者を確保することを目標とする。</p> <p>一般病床 566床(19年度利用率82.6%)→528床(△38床)(88.0%) 結核病床 12床(19年度利用率44.8%)→ 12床 (80.0%) 感染症病床 8床 → 8床</p>					

団体名 (病院名)	京都市 (京都市立病院)
--------------	-----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	京都・乙訓医療圏の自治体立病院は、京都市立京北病院及び京都市立病院のみ。ただし、府立医科大学附属病院及び京都市が一般行政目的で設置・運営する専門病院等を除く。			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	京都・乙訓医療圏に関しては、特に方向性は示されていない。しかし、京都市立京北病院は、京北町国民健康保険京北病院が、平成17年度の市町村合併により、京都市の所管になったものであり、このたびの地方独立行政法人への移行を前提とする。京都市立病院との経営の統合・一本化への取組は、同じ設置者間の下ではあるが、再編・ネットワーク化の趣旨にも適ったものと考えられる。			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 予定なし	<内容>		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合		
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	
		<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化		
		<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行			
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	○現行の経営形態のもとでは、既存の京都市医療施設審議会において、毎年度の決算と併せて、改革プランの取組状況の点検・評価・公表を行う。 ○地方独立行政法人への移行後においては、地方独立行政法人法の規定に基づく地方独立行政法人評価委員会において、業務実績評価と併せて、改革プランの取組状況の点検・評価・公表を行う。			
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年8～9月頃			
その他特記事項					

(別紙)

団体名 (病院名)	京都市 (京都市立病院)
--------------	-----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	10,631	10,962	10,858	11,492	11,599	11,599
	(1) 料金収入	10,149	10,486	10,296	10,922	11,029	11,029
	(2) その他	482	476	562	570	570	570
	うち他会計負担金	339	325	407	415	415	415
	2. 医業外収益	2,230	2,267	2,206	2,071	2,077	2,096
	(1) 他会計負担金・補助金	2,048	2,071	1,989	1,847	1,869	1,888
	(2) 国(県)補助金	46	44	47	56	56	56
	(3) その他	136	152	170	168	152	152
	経常収益(A)	12,861	13,229	13,064	13,563	13,676	13,695
	入	1. 医業費用 b	12,126	12,249	12,244	12,698	12,494
(1) 職員給与と費用 c		6,723	6,592	6,580	6,694	6,666	6,672
(2) 材料費		2,889	3,071	3,029	3,159	3,089	3,087
(3) 経費		1,700	1,768	1,908	2,143	2,003	2,003
(4) 減価償却費		771	768	674	615	684	644
(5) その他		43	50	53	87	52	52
2. 医業外費用		754	790	752	685	548	547
(1) 支払利息		388	372	359	257	155	154
(2) その他		366	418	393	428	393	393
経常費用(B)		12,880	13,039	12,996	13,383	13,042	13,005
経常損益(A)-(B)(C)	△ 19	190	68	180	634	690	
特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)	△ 19	190	68	180	634	690	
累積欠損金(G)	△ 356	△ 166	△ 98	82	716	1,406	
不良債務	流動資産(ア)	5,403	6,035	6,079	5,953	6,198	6,420
	流動負債(イ)	1,628	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	△ 3,775	△ 4,052	△ 4,096	△ 3,970	△ 4,215	△ 4,437	
単年度資金不足額(※)	△ 108	△ 277	△ 44	126	△ 245	△ 222	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	99.9	101.5	100.5	101.3	104.9	105.3	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 35.5	△ 37.0	△ 37.7	△ 34.5	△ 36.3	△ 38.3	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	87.7	89.5	88.7	90.5	92.8	93.1	
職員給与費用対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	63.2	60.1	60.6	58.2	57.5	57.5	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病床利用率	83	82	80	88	88	88	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	京都市 (京都市立病院)
--------------	-----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	301	751	2,310	3,204	607	3,982
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	144	3	0	0
	7. その他	0	1	0	0	0	0
	収入計 (a)	301	752	2,454	3,207	607	3,982
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	301	752	2,454	3,207	607	3,982	
支 出	1. 建設改良費	451	902	553	501	702	4,078
	2. 企業債償還金	516	573	2,599	3,627	978	1,016
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	967	1,475	3,152	4,128	1,680	5,094
差引不足額 (B)-(A) (C)		666	723	698	921	1,073	1,112
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	666	723	698	921	1,073	1,112
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	666	723	698	921	1,073	1,112
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(699) 2,387	(599) 2,396	(607) 2,396	(486) 2,262	(577) 2,284	(598) 2,303
資本的収支	(△321) 0	(△350) 0	(△348) 0	(△486) 0	(△577) 0	(△598) 0
合計	(378) 2,387	(249) 2,396	(259) 2,396	(0) 2,262	(0) 2,284	(0) 2,303

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。